事 務 連 絡 令和6年12月25日

各 都道府県・市町村 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

改正後 現行 第1編 保護の実施要領 第1編 保護の実施要領 第 $1\sim2$ 略 第 $1\sim2$ 略 第3 資産の活用 第3 資産の活用 (新設) 問3-20-2 〔保有が認められた自動車の 他用途への利用〕 通勤や通院等のために保有が認めら れた自動車の他用途への利用について は、どのように取扱うべきか。 (答) 自動車は最低限度の生活の維持のた めに活用すべき資産であり、また、維持費 を継続的に必要とすることから、原則とし て保有を認めていないが、障害(児)者や公 共交通機関の利用が著しく困難な地域に居 住する者等が通勤、通院等のために利用す る場合で一定の要件を満たす場合に例外的 に保有を認めている。 この場合における保有が認められた目的 以外の用途への自動車の利用については、 以下により取り扱うこと。 1 障害 (児) 者の通勤や通院等のために 保有が認められた自動車の場合 日常生活に不可欠な買い物等について、 家族による買い物の支援や宅配サービス、 移動販売、福祉サービスの活用などの代替 手段が考えられるものの、障害(児)者が有 する障害による一定の支障が想定される。 このため、障害(児)者又はその家族若し くは常時介護者が障害(児)者のために日

常生活に不可欠な買い物等に行く場合につ

いても、社会通念上やむを得ないものとして、原則として自動車の利用を認めて差し 支えない。

なお、最低生活を保障する生活保護制度 の運用として国民一般の生活水準等を考慮 すれば、通勤や通院等のために保有が認め られた自動車について遊興のため度々使用 することは、法第60条の趣旨に照らして望 ましくないことはいうまでもない。

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等の通勤や通院等のために保有が認められた自動車の場合(当該地域に勤務地がある場合や深夜勤務等の業務に従事していることを理由として認められる場合を含む。)

日常生活に不可欠な買い物等について、 地域の交通事情や世帯の状況等により一定 の支障がある場合が想定されるが、一方で、 宅配サービス、移動販売などの代替手段や、 近隣に店舗があるなど、特段の支障がない 場合も想定される。

このため、日常生活に不可欠な買い物等について、地域の交通事情や世帯の状況等を勘案して、低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合には、自動車の利用を認めて差し支えない。

なお、遊興については前述のとおり。

3 事業用自動車の場合

上記1又は2に該当する場合を除き、原 則として保有が認められた事業用以外の利 用は認められないこと。

第4~14 略

第4~14 略